

# 民法（相続分野）改正法案と金融実務への影響

相続法制の約40年ぶりの大改正が目前に迫り、預金払戻しなどをはじめとした実務への影響も大きい。そこで本稿では、今国会に提出された民法等の改正法案を基に、改正法が相続関係の金融実務に与える影響を考察する。

小林 章子

## 【1】法改正に向けて

今年3月13日、第196回通常国会に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」および「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」が提出された（以下、改正法案）。これらは、法制審議会の民法（相続関係）部会において検討されてきたいわゆる相続法の見直しである。今回の改正は、相続法制の約40年ぶりの大きな見直しであり、内容も多岐に亘る（図表1参照）。本稿では、金融実務への影響の観点から特に重要な見直しと考えられるものを解説する。

## 【2】配偶者居住権の創設

### (1) 現行の問題点

今回の見直しの趣旨の一つに、高齢化社会の進展の中で老老相続が増加し、特に高齢となりがちな「残された配偶者」の生活に配慮する必要性の高まりがあげられる。

その一つに、配偶者の居住保護の問題がある。現行では、遺言等がない場合、被相続人の所有する住居は相続開始と同時に共同相続人全員の共有となるため、その住居で同居していた相続人がそのまま住み続けることが困難となるケースがみられた。住宅自体を相続させることも考えられるが、

預貯金など他の財産の分け前が少なくなるため、特に高齢の配偶者の場合には生活資金が不足してしまうことが指摘されていた。

### (2) 改正法案の内容

被相続人の配偶者の居住を保護するため、「配偶者短期居住権」および「配偶者居住権（長期居住権）」の二つの権利を創設することが提案された。配偶者居住権とは、相続開始時（被相続人死亡時）

に被相続人の所有する住宅で同居していた配偶者について、原則として亡くなるまでの間、無償で住み続けることを認められる権利である。配偶者に配偶者居住権を取らせる方法は、遺贈（遺言

図表1 改正法案の見直しの一覧

見直しの項目	細目
配偶者の居住権の創設	配偶者短期居住権、配偶者居住権（長期居住権）の創設
遺産分割に関する見直し	配偶者保護のための方策、預貯金の仮払い制度の創設等、一部分割、遺産分割前に処分された財産の扱い
遺言制度に関する見直し	自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設、遺贈の担保責任等、遺言執行者の権限の明確化等
遺留分制度に関する見直し	遺留分減殺請求の効力等の見直し、遺留分の算定方法の見直し、遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
相続の効力等に関する見直し	権利の承継に関する見直し、義務の承継に関する見直し、遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等
相続人以外の者の貢献	相続人以外の者の貢献

(注) 下線部は今回解説している項目。  
(出所) 改正法案を基に大和総研作成

図表2 配偶者居住権の評価方法例

■建物の評価方法例	
①建物の価額（固定資産税評価額）	
＝②配偶者居住権付所有権の価額＋③配偶者居住権の価額	
②配偶者居住権付所有権の価額 <sup>(注1)</sup>	
＝①固定資産税評価額× $\frac{\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} + \text{存続年数}^{(注3)})}{\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}}$ ×ライプニッツ係数 <sup>(注4)</sup>	
③配偶者居住権の価額	
＝①固定資産税評価額－②配偶者居住権付所有権の価額	
■敷地利用権の評価方法例（一戸建ての場合） <sup>(注5)</sup>	
①配偶者居住権付敷地の価額	
＝敷地の固定資産税評価額〔÷0.7〕 <sup>(注6)</sup> ×ライプニッツ係数	
②配偶者居住権に基づく敷地利用権	
＝敷地の固定資産税評価額〔÷0.7〕－配偶者居住権付敷地の価額	

- (注1) 計算結果がマイナスとなる場合は0円とする。  
 (注2) 住宅用建物の場合、木造では22年、鉄筋コンクリート造では47年。  
 (注3) 配偶者居住権の存続期間が終身の場合、簡易生命表記載の平均余命の値を使用する。  
 (注4) ライプニッツ係数は、民法（債権法）改正で変更される（2020年4月1日施行）。  
 (注5) ライプニッツ係数の代わりに「敷地利用権割合」を用いる方法例もあげられている。  
 (注6) 固定資産税評価額（公示価格の70%）を公示価格に割り戻すことも考えられる。  
 (出所) 法制審議会民法（相続関係）部会第19回会議資料19-2「長期居住権の簡易な評価方法について」を基に大和総研作成

による贈与）で予め定めておくほか、遺産分割により取得させることもできる。配偶者は遺産分割においてその財産的価値相当額を相続したものと扱われる。つまり、居住権

以外の財産の取り分は減るが、同居自体を相続した場合と比較すると評価額が低くなるため、配偶者の居住を保護しつつ他の財産もできるだけ取得させられるようになる。

権利の内  
 容は賃借権  
 と類似して  
 いるが、特  
 に注意した  
 いのは、こ  
 の権利が住  
 宅の全部に  
 ついて発生  
 する点であ  
 る。例えば  
 2階建ての  
 戸建ての1  
 階部分を店  
 舗として使  
 用し、2階  
 部分を住居  
 として使っ  
 ていた場合、  
 1階の店舗

部分を含めた建物全体について配偶者居住権が発生する。また、配偶者の利用方法にも制限がある。店舗部分を新たに住居として使用することは問題がないが、逆に住居部分を新たに店舗や賃貸に利用したり、改築・増築をしたりする場合には建物の所有者（他の相続人）の承諾が必要になり、これに反した場合は所有者から権利の消滅請求がされる。

また、この権利は登記（設定登記）すれば第三者にも主張（対抗）できるうえ、配偶者は住宅の所有者に対して登記手続を求めることができ（登記請求権）、この点で賃借権より強力といえるだろう。

(3) 実務への影響  
 配偶者居住権は、例えば「配偶者にそのまま住宅に住み続けてもらい、生活資金として預貯金など他の財産もできるだけ残したい」というような

相談に対する一つの解決策となるだろう。住宅自体は子に相続させ、配偶者には配偶者居住権を相続させることでニーズを実現できる。なお、後日の紛争を避けるためには予め遺贈で定めておくことが望ましい。

また、実務上は、配偶者居住権や配偶者居住権付きの不動産の価値をどのように評価すべきかが重要になると思われる。遺産分割の際の評価方法については、相続人全員が合意した場合の利用を想定した「簡易な評価方法」が改正の議論の段階で示されており（図表2）、これを参考に実務が形成されていくと思われる。相続税での評価方法については通達（財産評価基本通達）の改正を注視する必要がある。以上の相続の場面のほか、特に金融実務においては、不動産を担保とする融資審査の際の評価が問題となりうる

思われ、各金融機関においては予め社内基準を設定しておく必要があるだろう。

なお、既に担保が設定された不動産に配偶者居住権が生じた場合には、通常担保登記が先行するため、配偶者居住権は対抗できず、評価上の問題は生じないと思われる。

### 【3】預貯金の仮払い制度の創設

#### (1) 現行の取扱い

近年の最高裁の判例変更により、複数の相続人に共同相続された預貯金は遺産分割の対象となる。相続人が遺産分割前に個別の払戻しを求めた場合、相続人全員の同意がない限り、金融機関はこれを拒絶できることになっている。

金融機関での取扱いが明確になった反面、相続開始後遺産分割終了までの間に相続債務や葬儀費用の支払い、相続人の生活費などの緊急な払戻

しの必要が生じた場合については二重払いリスクが生じるため、従来の例外的な払戻し対応は困難となっている。

#### (2) 改正法案の内容

相続人の払戻し需要に応じるため、共同相続された預貯金について、遺産分割前でも相続人に仮に払い戻すことを認める制度を創設することが提案された。①家庭裁判所での手続き（保全処分）を利用する方法と、②裁判所外での相続人単独での払戻しを認める方法の二つの方法が提案されている。

方法①は、家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立て、あわせて預貯金の仮払いを申し立てる方法である。申立人は仮払いの必要性（相続債務の弁済や相続人の生活費に充てるためなど）を疎明する必要があるほか、費用と時間を要する点でデメリットがある。他方で仮払いの金額

に上限はなく、申立て額の範囲内で必要性が認められれば、特定の預貯金の全部を取得することもできる。

方法②は、相続人が銀行の窓口で直接払戻しの手続きをする方法である。仮払いの必要性も要求されず、裁判手続きが不要なため費用と時間が節約できるものの、仮払いの金額に上限が設けられている。

具体的には、「相続開始時の預貯金債権の額（口座ごと）×3分の1×（仮払いを求めらる相続人の）法定相続分」かつ「債務者（金融機関）ごと（複数の口座がある場合は合算）に法務省令で定める額」が上限となる。「法務省令で定める額」は現時点では明らかでないが、これまでの議論を踏まえると100万円台で定められると思われる。

#### (3) 実務への影響

仮払い制度の創設により、銀行はその範囲内であれば二

重払いリスクを負うことなく払戻しに応じられる反面、相続人からの払戻し請求に対する対応が必要となる。金融機関としては、新法の施行までにあらかじめ社内手続きを整備しておく必要がある。

方法①では、金融機関は相続人から仮処分の内容が確認できる書類（仮払い決定書、戸籍謄本等）の提出を受けた上で、その仮処分の内容に従って払い戻せばよい。仮にその後相続人間で仮払いにつき紛争が起こった場合は、その払戻しは準占有者への弁済として有効となるため問題が生じないと思われる。

方法②は仮払い金額に上限が設けられており、超過した払戻し部分については二重払いのリスクを負う可能性があるため、金融機関は相続人からの払戻し請求の金額について慎重にチェックする必要がある。特に、賃料の振込など

により相続開始後に発生した預貯金は仮払いの対象外となることに留意すべきである。また、複数の預貯金口座が開設されている場合、どの口座から払い戻すかは相続人の選択によるものの、中途解約により相続人に不利益が生じうる定期預金などの払戻しを求められた場合には、その不利益を説明した上で普通預金からの払戻しを提案することも考えられるだろう。

#### 【4】遺言制度の見直し

- (1) 自筆証書遺言の方式緩和  
 ① 現行の取扱い

遺言書を作成するにあたって特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合などは、財産の特定に関する事項（財産目録）を記載する必要がある。例えば不動産であれば登記事項（所在地・地目・地番・地積など）、預貯金であれば金融機関名・口座番号などであり、本文とは別に別紙で添

付される場合もある。遺言書全文の自書が必要な自筆証書遺言の場合、この財産目録についても自書を要するため、特に遺言者が高齢の場合などは作成の負担が大きく、遺言書の利用を妨げる要因になることが指摘されていた。

- ② 改正法案の内容

この作成方法を一部緩和し、別紙として添付する場合に限り、財産目録の自書を不要とすることが提案されている。代わりの作成方法として、改正の議論の段階では、パソコンで作成した書

図表3 財産目録（別紙）のサンプル例

①自筆部分をパソコンで作成した例

②普通預金通帳のコピーを利用した例

③登記事項証明書を利用した例

加除・訂正は遺言者の自書・押印が必要

別紙の全てのページに遺言者の署名・押印が必要

面や、登記事項証明書や預金通帳のコピーなどを添付する方法があげられている（図表3）。

③ 実務への影響  
 相続のアドバイスで自筆証書遺言の作成を提案する際には、財産目録の作成が簡単になったことを説明することが

有益であろう。また、この方法で作成された遺言書に基づいて相続手続きを求められた場合の社内手続きを整備しておく必要がある。具体的には別紙として認める書面の種類（上記の書面のほか、残高証明書などが考えられる）、有効性の審査の手順などを規定し

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第25回会議参考資料を基に大和総研作成

ておくことが考えられる。有効性の審査においては、財産が特定されているかどうかの観点から、個別の遺言書ごとに判断する必要があるだろう。

### ② 自筆証書遺言の保管制度

#### ① 現行の取扱い

自筆証書遺言は遺言者の家で保管されるのが一般的であり、公正証書遺言のように作成後の遺言書（原本）を公的機関に保管する制度はない。そのため、相続発生まで遺言書の存在を隠しておける反面、日付の記載や署名・押印などの方式の不備や、紛失や変造が生じるおそれがあり、相続開始後に遺言書の存在や有効性を巡って紛争が生じやすい。

#### ② 改正法案の内容

自筆証書遺言（原本）を法務局に保管する制度を創設することが提案されている（図表4）。この制度を利用した場合、家庭裁判所での検認手続きが不要になるため、遺言

書に基づき即座に遺産分割手続きに入ることができる。

### ③ 実務への影響

保管制度を利用した遺言書に基づいて相続手続きを求められた場合の社内手続きを整備しておく必要がある。例えば保管制度では遺言書の原本は法務局で保管されるため、現行の実務で提出を求めている遺言書（原本）の代わりに「遺言書の画像情報等の証明書」の提出を求めることになると思われる。また保管制度では検認手続き自体が不要となるため、現行の実務で提出を求めている検認調書（謄本）の提出は不要となる。

### 【5】遺留分減殺請求の効力

#### (1) 現行の取扱い

遺留分とは、遺贈や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人（遺留分権利者）に対して特別に保障される、最低限の遺産の

取り分のことである。現行では、この遺留分権利者から遺留分義務者に対して、遺留分を求め

る請求（遺留分減殺請求）がされると、減殺された財産はその限度で遺留分権利者のものとなる効力が生じる（現物返還）。

#### (2) 改正法案の内容

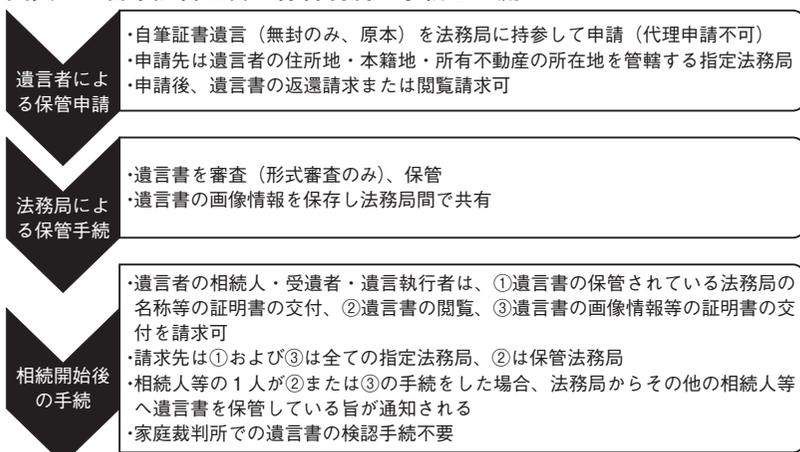
この効力について抜本的に見直し、遺留分権利者からの「遺留分侵害額請求」によって金銭債権が発生することとされた。つまり、遺留分権利者は遺留分義務者に対して遺留分侵害額に相当する金銭

の請求のみをすることができ、複雑な共有関係などは生じなくなる。

### (3) 実務への影響

現行では預貯金債権について遺留分減殺請求がされた場

図表4 自筆証書遺言の保管制度の手続きの流れ



(注) 手続書類等の詳細は今後法務省令で規定される。  
(出所) 改正法案を基に大和総研作成

合、その預貯金は減殺の限度で遺留分権利者のものとなる。したがって金融機関としては預貯金者となった遺留分権利者からの払戻し請求に応じる必要がある、既に遺留分義務者に払い戻していた場合には二重払いのリスクを負う可能性があった。改正法案では、遺留分権利者は遺留分義務者への請求権を取得するのみで、預貯金自体は取得しない。したがって、金融機関が現行のような二重払いのリスクを負うことはなくなると思われる。

また、金融機関が担保に上っている不動産に遺留分減殺請求がされた場合、現行では遺留分義務者と遺留分権利者との共有になるなど、担保権者としての権利行使が複雑になりえたが、このような事態も生じなくなると思われる。

## 【6】相続の効力等

(1) 権利の承継に関する見直し

### ① 現行の取扱い

相続人が法定相続分を超える相続財産を取得した場合に、その取得を第三者に主張するために登記などの對抗要件が必要かどうかについては、現行では取得の方法により取扱いが分かれている。すなわち、遺贈や遺産分割の場合は對抗要件が必要であるが、相続分の指定や、遺産分割方法の指定（いわゆる「相続させる」遺言）の場合は對抗要件を不要とする判例上の取扱いが確立している。

### ② 改正法案の内容

法定相続分を超える相続財産の取得については、財産の取得方法にかかわらずすべて對抗要件を必要とすることが提案されている。

### ③ 実務への影響

相続分の指定や遺産分割方法の指定により承継された場合、現行では常に相続人の権利承継が優先するものとして

扱う必要があったが、改正法案では常に対抗要件の先後によることになった。例えば銀行の預金者が死亡し、「相続させる」遺言で預金全額を相続した相続人Xからの承継の通知と、預金者（被相続人）の債権者Yからの差押通知があったとき、Yの差押通知が先行した場合は、預金のうちXの法定相続分を超える額については、Yが優先して払戻しを受けられることになる。

場合など、債権者に不測の損害が生じるためである。ただし、債権者の側から指定相続分に基づいて請求することは可能である。

### ① 現行の取扱い

現行では、遺言で法定相続分と異なる相続分（指定相続分）が定められた場合でも、相続債務に関しては、原則として法定相続分に従った割合で各相続人が承継する（判例）。指定相続分での承継を認めると、債務を返済する資

### ② 改正法案の内容

力のない相続人に相続債務を全て承継させる遺言がされた

## 【7】施行日

原則として公布日から1年以内（ただし、居住権および自筆証書遺言の保管制度については公布日から2年以内、自筆証書遺言の方式緩和については公布日から6カ月以内）の政令で定める日から施行される。なお、預貯金の仮払い制度などについては、施行日前に開始した相続についても適用される（経過措置）。

（株式会社大和総研 金融調査部 制度調査課）